

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定したので、同条第12項の規定により公示する。

令和6年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 牧島特定猟具使用禁止区域（銃）

(1) 区域

長崎県長崎市牧島一円（最大干潮時において陸地化する部分を含む。）

(2) 存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで(20年間)

2 九十九島海湾特定猟具使用禁止区域（銃）

(1) 区域

長崎県佐世保市相浦川河口（最大干潮時において陸地化する部分を含む。以下、島嶼について同じ。）の牽牛先から帆瀬、オジカ瀬、枕崎東端を経て佐世保市俵ヶ浦七郎鼻に至る直線に囲まれた東側海域及びその海域の島嶼

(2) 存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで(20年間)

3 名切特定猟具使用禁止区域（銃）

(1) 区域

長崎県諫早市久山町名切所在、旧養魚場跡地を含む湿地の東側を流れる小川と市道久山線との交点を起点として、同所から同市道を西に進み、名切川に接する地点に至り、同所から同河川を北に進み、旧養魚場跡地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで(20年間)

4 久山特定猟具使用禁止区域（銃）

(1) 区域

長崎県諫早市久山町957番地所在、農業用ため池（通称大砂口ため池）一円

(2) 存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで(20年間)

5 唐比特定猟具使用禁止区域（銃）

(1) 区域

長崎県諫早市森山町唐比東所在、市道唐比線と市道唐比東線との交点を起点として、市道唐比東線を南から南東へ迂回して進み、国道251号との交点に至り、同所から同国道を東に進み、市道浜線との交点に至り、同所から更に同市道を東南東に進み、市道東大毛竹下線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み、五本松農道との交点に至り、同所から同農道を南西に進み、市道唐比線との交点に至り、同所から更に同市道を西から北に迂回して東に進み起点に至る線に囲まれた区域

(2) 存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで(20年間)